

平成28年8月（第8回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

平成28年8月22日（月）17:00～18:35

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

水田 和江 委員長

三原 節子 委員

赤川 宏 委員

田村賢二郎 委員

白石 千代 教育長

3. その他議場に出席した者

大下教育部長、唐沢教育次長、野口教育次長、佐貫理事、野村総務課長、森田学校教育課長同格、佐々木学校安心支援室長、奥住学校安心支援室長同格、木村学校安心支援係長、西村総務課長補佐、小林総務係長

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

委員長： ただいまから、平成28年8月22日の第8回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、5人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また、本日の傍聴の申し出はありませんでした。

委員長： 次に、議事録の承認についてですが、前回の会議でお配りしています6月21日の第6回の議事録について、ご意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

委員長： それでは、第6回の議事録については承認とさせていただきます。

続いて、7月26日の第7回の議事録の報告についてですが、机上に配布していますので、次回までにご覧いただき、次回の会議で承認を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は赤川委員にお願いします。

委員長： 本日の議題は、「議案第19号 一般図書の選定について」の1件と、その他の事項として、「いじめアンケートの報告について」、「学校選択制度について」、「寄附の報告について」の3件となっております。

委員長： それでは、次第に沿って、はじめに、「議案第19号 一般図書の選定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第19号 一般図書の選定について」、説明します。

一般図書は、特別支援学校及び特別支援学級等において適切な教科書がないときに使用が許されるもので、知的障害等のため特別な教育課程を必要とする

児童生徒に使用され、絵本などが選ばれることが多くなっています。この一般図書は毎年度採択され、採択された一般図書のうち、小学校3校から選択希望がありましたので、承認をお願いします。

委員長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員長： 一般図書の選定は、小中学校から必要であると要望が出されたものについて承認することになると思いますが、他の学校から要望はなかったということでしょうか。

事務局： 今回要望があったのは、この3小学校です。

委員長： 要望調査を始めたのは、いつですか。

事務局： 今年の3月に一覧表を配布しています。

委員長： 選定されている本は、適切であると思いますが、文部科学省の一覧表以外にも、学校が使いたいと考えている本があるかもしれませんので、そのあたりの要望もしっかりとつかまれるようお願いします。

委員： 特別支援学級の児童生徒それぞれに応じた指導をするための教科書として使用するものであるので、少し要望が少ないように感じます。

委員： この図書に関する費用は、どこが負担するのですか。

事務局： 国の負担となります。

委員長： 個別に使用するためのものというよりは、各年代の課題を乗り越えるための教材にもなると思いますし、また、科学絵本のような、図鑑的なものも大切だと思いますので、他の学校にもっとあっていいのではないのでしょうか。

事務局： 特別支援教育推進室と連携して、そのあたりを踏まえ、要望について検討するよう学校に促します。

委員： 実際の状況について、よく確認する必要があると思います。以前に配付されたものが、学校で継続して使用されている可能性もあります。

委員長： 実態について、確認をお願いします。

事務局： 原則として、個人に配付するものであるので、学校に残していくというものではありません。

委員長： よろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

委員長： 「議案第19号 一般図書の選定について」原案のとおり承認します。

委員長： 次に、その他の事項「いじめアンケートの報告について」、お願いします。

事務局： 平成28年6月に実施した「いじめアンケート」の結果について報告します。

6月3日に児童生徒に配付し、回答期限を6月10日として実施しました。その後、学校が聞き取り調査等を行い、その結果が学校安心支援室に報告されましたので、とりまとめを行いました。

回答率は、小学生99.4%、中学生99.7%、保護者98.8%となっています。未回答者につきましては、学校で引き続き調査を行うこととしています。詳細につきましては、お配りした資料のとおりですが、学校でのいじめ根絶のために、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期

発見、早期対応に取り組んでいるところですが、今後もいじめ根絶に向けて、保護者、地域と連携し市民総がかりの取組を進めていきます。

委員長： ご意見、ご質問等ありますか。

委員： このリーフレットは、もう配付されているのですか。

事務局： 7月に、各家庭に配付しています。

委員： どのようないじめを受けましたかという設問で、回答でその他が約8%ありますが、その他の内容は分かりますか。

事務局： その他について、なぐられたというほどではありませんが、たたかれていやな思いをしたというものや、無視というほどではないが、仲間はずれのようにされたといったものが含まれています。

委員： 新たに項目として、加えるようなものはなかったということですか。

事務局： 低学年に多かったのですが、他の項目に入れるには、程度が少し弱いのですが、いやな思いをしたというものや、どれに入れてよいのかわからないといった場合に、その他に記入したものがあります。

教育長： 小学校で、なぐられたというのがかなり多いように思われますが、その他の調査でも、暴力的な事案が増えているという傾向はありますか。

事務局： 一部の学校で増加傾向はありますが、特別、全体で暴力事案が増えたということはありません。このアンケートでは、友達に押されたなども、なぐられたに含まれていますので、数としては多くなっています。

委員長： 結果について、学年別の傾向はわかりますか。それと、一部の学校で暴力事案が増加傾向との話がありましたが、学校の取組について、把握していますか。

事務局： 学年別の傾向については、低学年ほど多くなっています。一部学校の対策としましては、関係機関との連携や、こころと学びの支援員の派遣も行っています。人数が増えればよいということではありませんが、1人でも多くの方に関わっていただいて、その意見をもとに、学校での体制づくりに取り組んでいます。

委員長： その学校では、継続しているいじめも多いということですか。

事務局： そういう傾向はあると思います。

委員長： 多くの方が関わるのは大事なことだと思いますが、学校は、加害者、被害者を決めるところではないので、どちらに対しても、子どもたちの成長を支えられるような支援体制をどう構築するのが肝心だと思います。いじめられた子を守ればすむという問題ではありませんし、いじめた子を責めるだけでも、解決にはならないと思います。そういったところで、具体的な体制ができているのかよく確認していただきたいと思います。

委員： 学級の中で、子どもたちが自分達だけで解決する力を身に付けられるような集団作りができればよいと思います。社会に出れば、そのような力が大事になると思います。

委員： アンケートに表れていない部分に注意しなければならないと思います。例えば、「悪口、からかい」小学生から中学生でかなり減っていますが、これは、

実際に減少しているのか、あるいは、仕返しを恐れて表に出なくなっているのかよく注意する必要があります。また、メールによる嫌がらせも極端に少ないように思います。いじめ問題の対策としては、規範意識を育てること、いじめについてどう考えるか、日常的に教育していくことが大事だと思います

委員： アンケートによらず見つかるいじめというのは、どのくらいありますか。

事務局： 割合としては、アンケート調査による発見が4割程度で一番多く、その他では本人や保護者からの申し出、学級担任が確認等となっています。

委員長： 確かに隠れている部分というのはありますが、アンケート調査で把握した者を客観的に分析しながら問題点を探っていかなければならないと思います。

そのためにも、問題点が発見できるようなアンケートを、実施しなければならないと思います。

委員： 「困ったときに相談する人がいる」子どもが100%になれば良いのですが。

委員： 中学生になると、なかなか人に相談できなくなる傾向があります。

委員： 中学生では、親に相談できないことも、友達なら相談できるのでしょうか、そういう友達を持たない子は、つらい状況になると思います。

教育長： 先日、ほっとライン宇部の担当者と話をする機会がありましたが、相談件数が減ってきている状況にあるとのことでした。子どもの数が減っているということもありますが、いろいろないじめ相談のちがいが配られますので、心に届いていないように感じられるので、子どもの心に届くような渡し方をして欲しいとの要望がありました。

自分の心を開いて助けを求める子どもが減っているということですから、周辺の大人が気付く目をしっかり持っていなければならないと思います。

委員長： よろしいでしょうか。

次に、「学校選択制度について」、事務局からお願いします。

事務局： 学校選択制度について説明します。宇部市の小中学校については、宇部市立小中学校の通学区域に関する規則により定められていますが、その中で一部の区域について、就学学校の指定に関し、柔軟な取扱いをすることができる区域として、7つの学区が定められています。

この制度の経緯についてですが、平成6年から平成16年にかけて、内部組織として、宇部市立小学校及び中学校通学区域検討委員会が設置され、延べ14回行われています。この委員会で、学校区の問題点等について協議されています。平成17年からは、地域や学校関係者で構成する宇部市通学区域検討協議会が設置され、平成19年までに5回開催されています。この協議会では、学校選択制の導入について協議が行われ、地元説明会を開催したうえで、宇部市立小中学校の通学区域に関する規則の改正が行われました。平成20年度から平成28年度4月までの実績としては、小学生134人、中学生87人が利用しています。

委員長： よろしいでしょうか。

事務局： 見初小学校・神原小学校統合準備協議会についてですが、前回の報告の補足

をします。協議については、なかなか前進しませんが、委員から具体的な提案を行い、それに対し教育委員会が回答する、そこからどうするのか協議するという方向にしないといつまでたっても終わらないという意見が出され、今後の進め方として採用されました。また、教育委員会として、神原中学校の敷地に義務教育学校を設置したいと考えているが、統合の協議が長引くようであれば、神原小学校管理棟の耐震化についても、方向性を決断しなければならないとの意見を述べています。協議終了後、委員から、今の状況では保護者が不安に思うばかりなので、どちらにせよ早く結論が出る方向に進めたいとの話がありました。

委員 長： よろしいでしょうか。

次に「寄附の報告」についてお願いします。

事務局： 平成28年7月分寄附について、7月11日、匿名の方から小中学校交通遺児教育資金として、3,000円の御寄附がありましたので報告します。

委員 長： 他に何かありますか。

委員 長： 以上を持ちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。